

神戸旧居留地／復興計画



神戸外国人居留地設計図書（1870年）

1995年10月

旧居留地連絡協議会 復興委員会



旧居留地連絡協議会
会長 野澤太一郎

『神戸旧居留地／復興計画』の策定にあたって

1月17日、阪神・淡路地域を襲った大震災は、旧居留地にも多大な被害をもたらし、企業、市民、個々の力では、昔日の賑わいをとりもどすことは不可能なまでにまちは崩壊しました。

震災直後のこのような状況の中で、旧居留地連絡協議会では「復興委員会」を設立し、建築部会と環境部会に分かれて、両視点から都心中枢業務地としての復興のあり方を精力的に模索・検討してきました。そしてこの結果を統括して、ここに「神戸旧居留地／復興計画」を策定することができました。

この計画を実現させるためには、旧居留地内に

立地する全ての企業の一丸となった取り組みが必須の条件であり、自助努力に精進しなければいけないという思いを新たにしています。

ただ我々の力だけでは、困難なことが多いことも現実です。神戸経済、あるいは日本経済の総体的な活性化が大きな前提となりますし、また神戸市をはじめとする関係機関のご支援も欠かすことができません。

魅力ある旧居留地の復興を一日も早く進め、神戸の再生を先導できるようなものにしたいと願っています。各方面の方々の幅広いご理解とご協力を、心からお願いいたします。

平成7年10月

目次

	ページ
0 旧居留地の復興に向けて	(1)
1 まちのトータルイメージ	(2)
2 まちづくりの方針	(4)
(1) 安全で高規格な都心づくりに取り組む	
(2) 交通流を整序し、歩きたくなるまちづくりを目指す	
(3) 近代建築物を活かし、風格あるまちなみを形づくる	
(4) 旧居留地にふさわしい建設活動を促進する	
3 実現に向けて	(13)

0 旧居留地の復興に向けて

兵庫開港以来の歴史をもつ旧居留地は、近代神戸の歴史を随所に刻みながら、100有余年にわたって神戸の中枢業務地としての地位を保ってきた。西歐的な都市計画思想のもとに設計された居留地は、歩道と車道を区別した広い道路によって整然と区画割りされ、我国の近代化を先駆するものであった。近年では、重厚な近代建築と新たな現代建築が調和し、ショッピングのまちとしても注目されてきた。

しかし阪神・淡路大震災では、神戸の文化遺産ともいえる近代建築物を含む20数棟のビルが解体を余儀なくされるなど、大きな被害を蒙った。この未曾有の経験を教訓として、後世に継承し得る新しい神戸を再生するために、都心中枢である旧居留地は、その先導的役割を期待されており、一層魅力的で活力あふれる都心業務地の一刻も早い復興が求められている。そして、これを可能とするためには、地区内各企業がさまざまな障壁を乗り越え、力をあわせることが条件となる。

《復興の目標》

早期のビル再建を促進し、神戸の都心中枢にふさわしい、安全で文化の薫り高い業務地を形成する。

① 都心中枢業務地としての地位の強化と魅力化

居留地時代より維持してきた中枢業務機能集積の一層の強化、活性化を目指す。

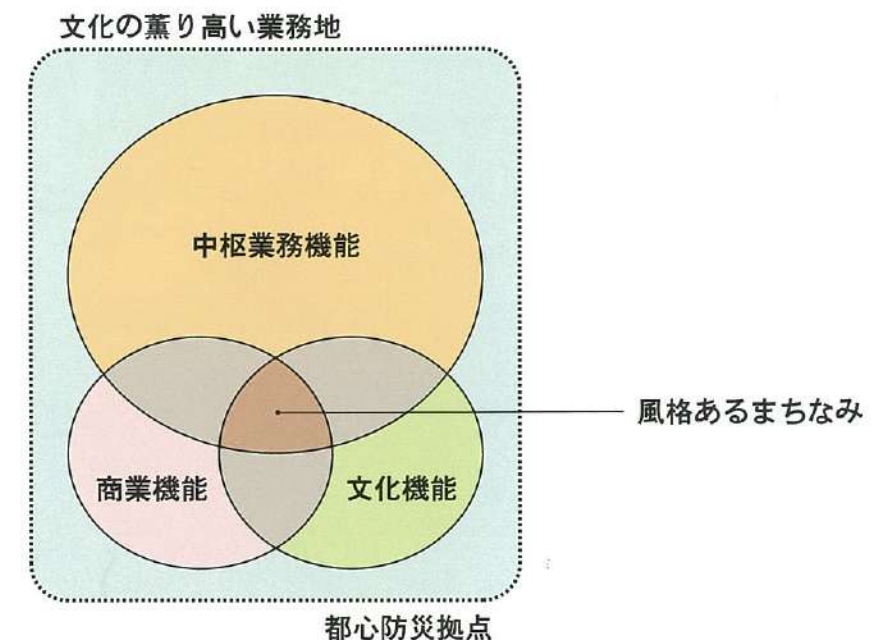
さらに、文化施設や商業施設を秩序あるかたちで導入し、夜間や休日にも楽しい、魅力ある業務地を形成する。

② 都心防災拠点地区の形成

昼間人口の集中の著しい神戸都心の中枢として、非常時にはまち全体が一次避難場所としても活用しうるような、安全な建物・まちづくりを進める。

③ 歴史を生かした風格あるまちなみの形成

先人が培ってきた蓄積を壊すことなく、これを活用するなかで、次代に誇れる風格あるまちなみを形成する。



1 まちのトータルイメージ

～にぎわいと風格ある中枢業務地～

- ・まち全体が公園／まち全体がミュージアム
- ・人間主体、歩行者にやさしいまち

神戸の中枢業務地としての地位を将来にわたって維持し、マルチメディア都市の中核として、これまで培ってきた神戸の都心文化を未来に引き継がなければならない。

この都心文化は、業務機能の高密度・高品質な

集積を基盤として、さまざまな人々が集うことから醸成される。ここで働く人にとっては毎日が新鮮で楽しめる環境を、そして訪れる人には新たな発見と出会いを可能とする環境を用意することによって、多様な交流が始まり、深まる。



《まちなみ形成の目標》

(神戸市都市景観条例に基づく)

- ① 都心業務地にふさわしいにぎわいのある街並みの形成
- ② 歴史的環境に配慮した風格ある都市景観の形成
- ③ 親しみとうるおいのある地区環境の整備

《まちなみ形成の基本方向》

『まちの復興に、旧居留地の蓄積を活かす』

旧居留地は、開港以来、神戸の都心業務地として発展を続けてきた。将来ともこの地位を保ち、震災前にまして一層洗練されたまちに変革を遂げるべきである。

この変化は、これまでの蓄積を無視するものであってはならない。未曾有の震災を経験したからこそ、歴史の流れを未来に引き継ぐ努力がますます必要となる。

先人が培ってきた継承すべき要素を大切に、活用するなかで、業務機能の拡充、文化・交流機能の導入が求められる。

旧居留地のまちなみ／継承すべき景観要素

《近代建築物によって形づくられたまちの雰囲気》

- ① 街区形態（道路形態と区画割り）
- ② 道路空間における囲まれ感
- ③ ゆるやかに統一されたスカイライン
- ④ 建築物の風格ある意匠・材質

『開放型まちなみ』より『囲まれ型まちなみ』の形成を



「開放型まちなみ」の事例／デファンス地区(リ郊外)



「囲まれ型まちなみ」の事例／パリ旧市街地

2 まちづくりの方針

(1) 安全で高規格な都心づくりに取り組む

① 周辺地区との連絡の円滑化

・1 鉄道駅との連絡

在来鉄道や地下鉄海岸線の各駅との連絡の円滑化を図るために、駅前広場等の駅前空間の充実や、これらと旧居留地との3層構成（地上・地下・デッキ）による連絡を目指す。

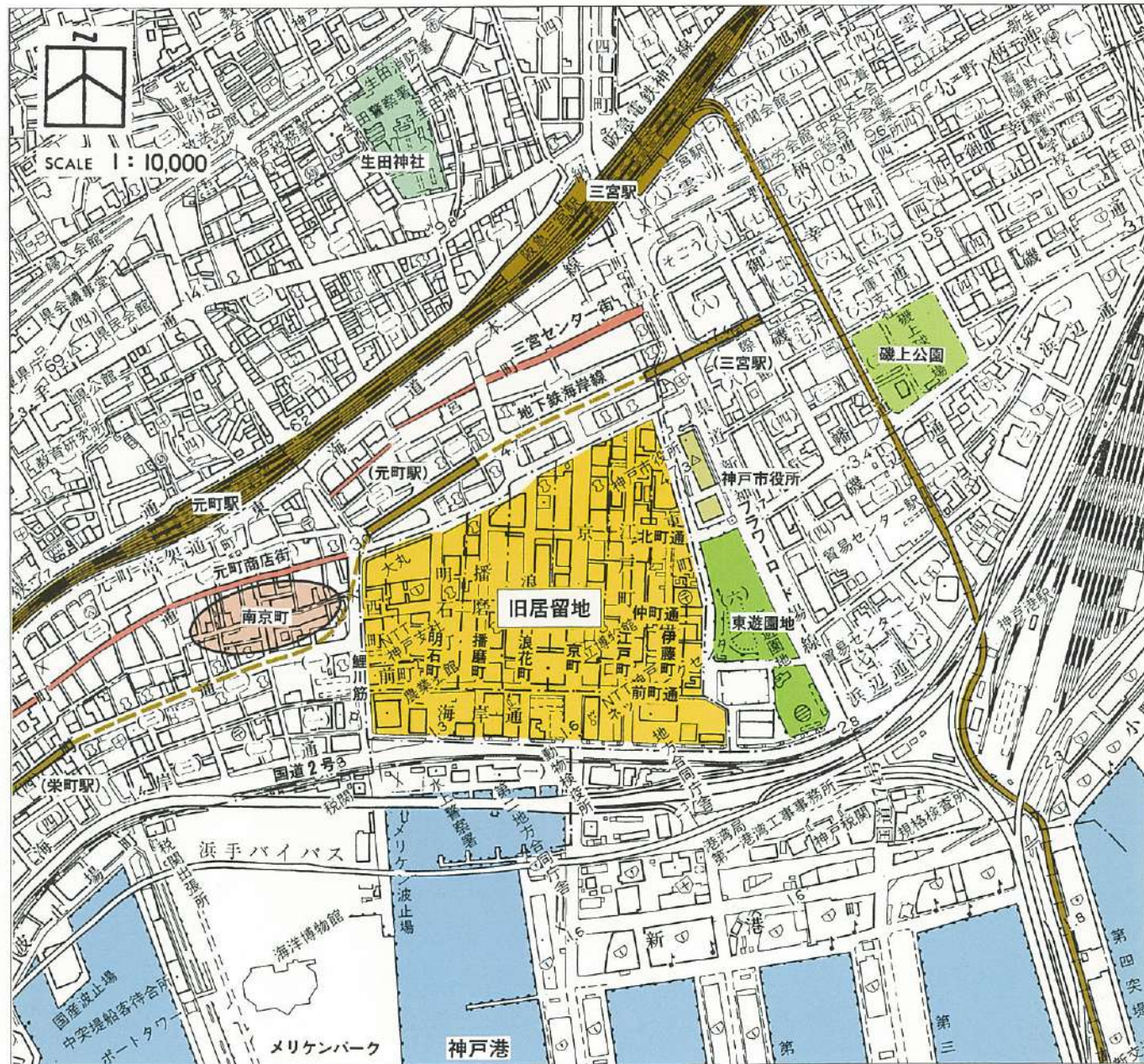
・2 ウォーターフロントとの連絡

広場デッキの整備、サンクン地下道の整備、隣接する公園や建物との一体化等により、海岸通（国道2号）による歩行者動線の分断を軽減する。

・3 東遊園地の改善

仲町通とフラワーロードの円滑な人の流れを誘発するために、東遊園地の再整備を目指す。

旧居留地と周辺地区とのつながり



② 文化施設の誘致・拡充

・1 文化拠点施設の整備

市立博物館などの既存施設の拡充とともに、新規施設の導入を目指す。

・2 文化情報の発信

情報ネットワーク端末の各街角への設置など、広域を対象とする文化情報の発信基地化を目指す。

③ 地域冷暖房や共同溝、未来に向けた通信システム等の導入検討

今後とも地域対応システムについて、研究・調整を継続する。

④ 建物の耐震性向上と、避難場所の確保、食料・水・医薬品等の備蓄

・1 建物の安全確保

各ビルにおける耐震性の向上と水害対策の充実を図る。

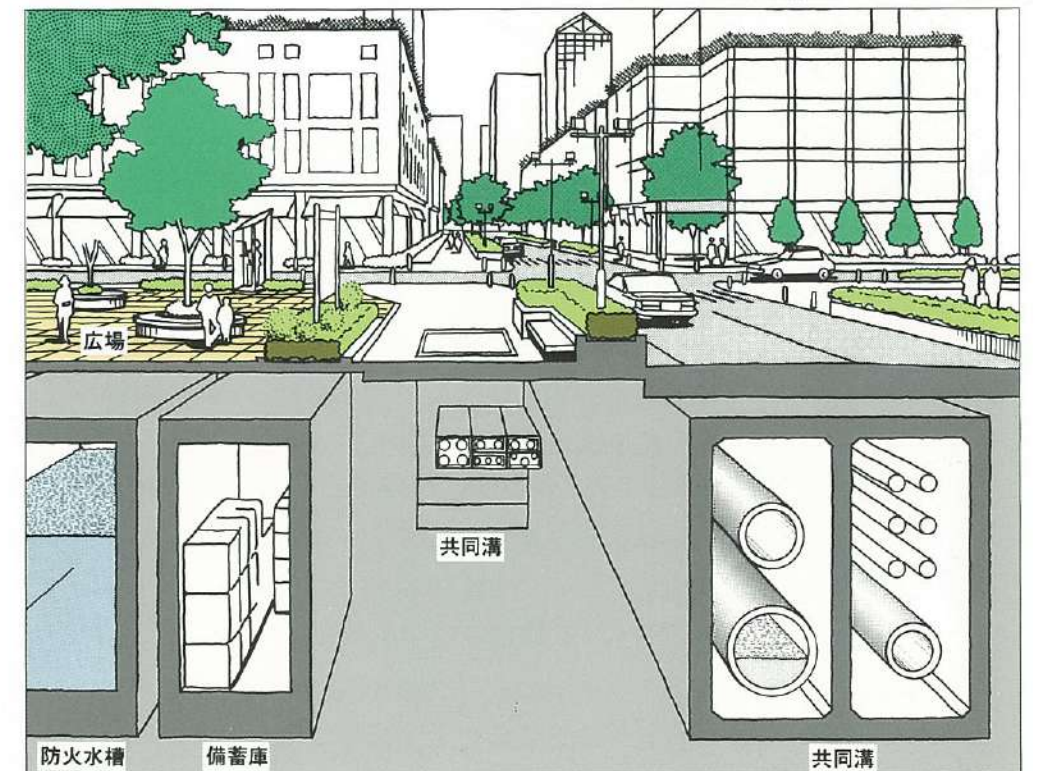
・2 避難場所の確保

公開空地やビル内部での非常時における避難場所を確保するとともに、食料・水・医薬品等の備蓄体制を確立する。

⑤ バリアーフリーの建物づくり

スロープや身障者対応エレベータ・トイレの設置等、だれにもやさしい建物づくりを進める。

安心・安全な都心づくりの検討



(2) 交通流を整序し、歩きたくなるまちづくりを目指す

① 通過交通の排除

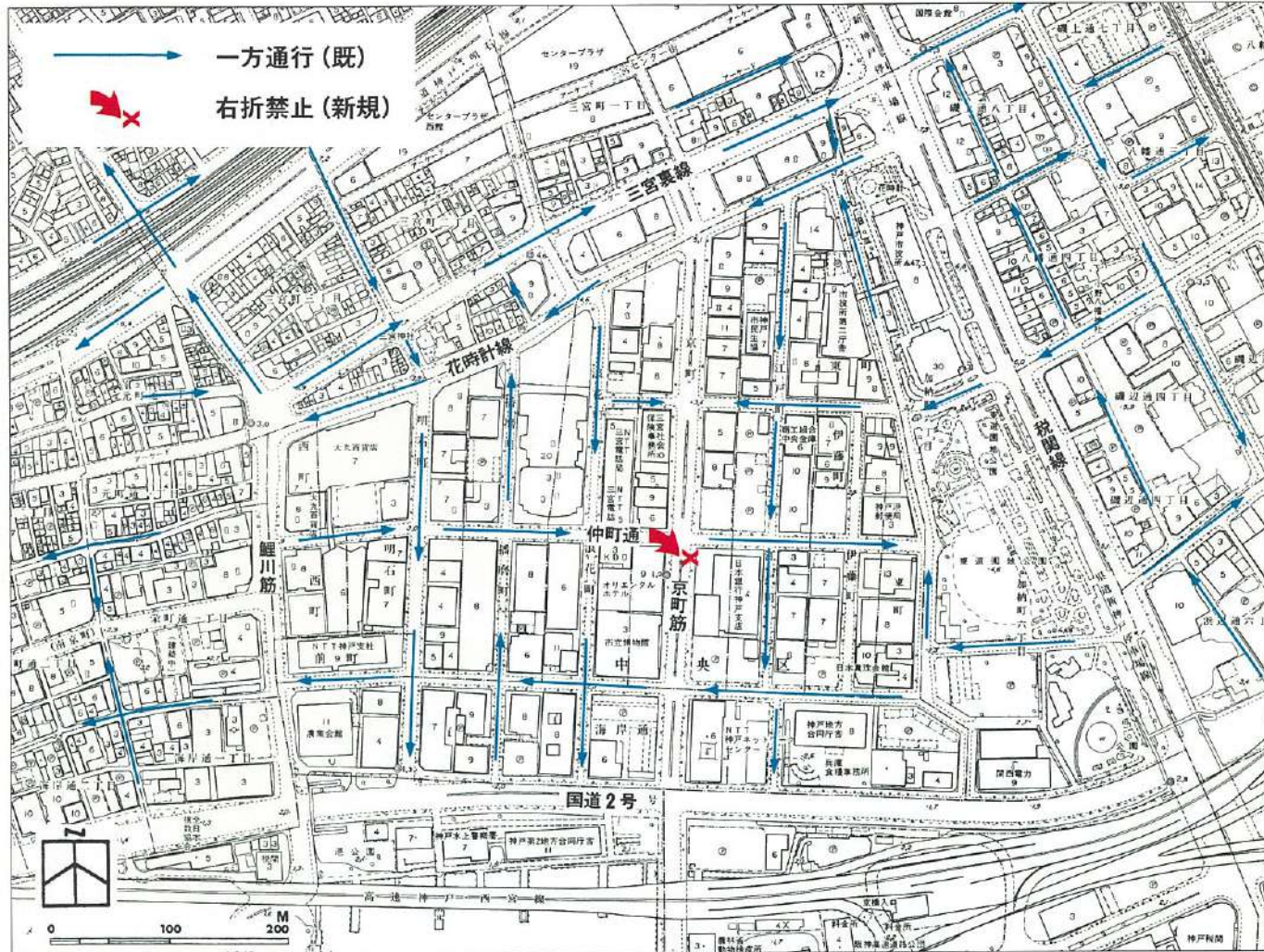
•1 交通規制

仲町通への通過交通の流入を防ぐために、仲町通から京町筋への右折を禁止する。
また、地区全域において、大型車の進入規制・許可制度を導入する。

•2 系統式交通信号の導入

系統式交通信号システムを導入し、南北方向の交通流を円滑にする。

交通規制図 (案)



② 駐停車対策

•1 公共駐車場の整備

元町東駐車場の早期整備・拡張や、ウォーターフロント部（メリケンパーク・第一突堤間）での整備等、公共駐車場の拡充を目指す。

•2 物流業務車両対策

宅急便や現金輸送車等、物流業務車両による交通流の阻害を防止するために、各ビルの敷地内での荷捌きや駐車スペースの確保を進める。
また、各ビルを通じて、迷惑停車の自粛等、業者の自覚を促す。

•3 キャンペーンの展開

迷惑駐停車の自制や走行スピードの抑制など、ドライバーのマナー向上のためのキャンペーンを展開する。

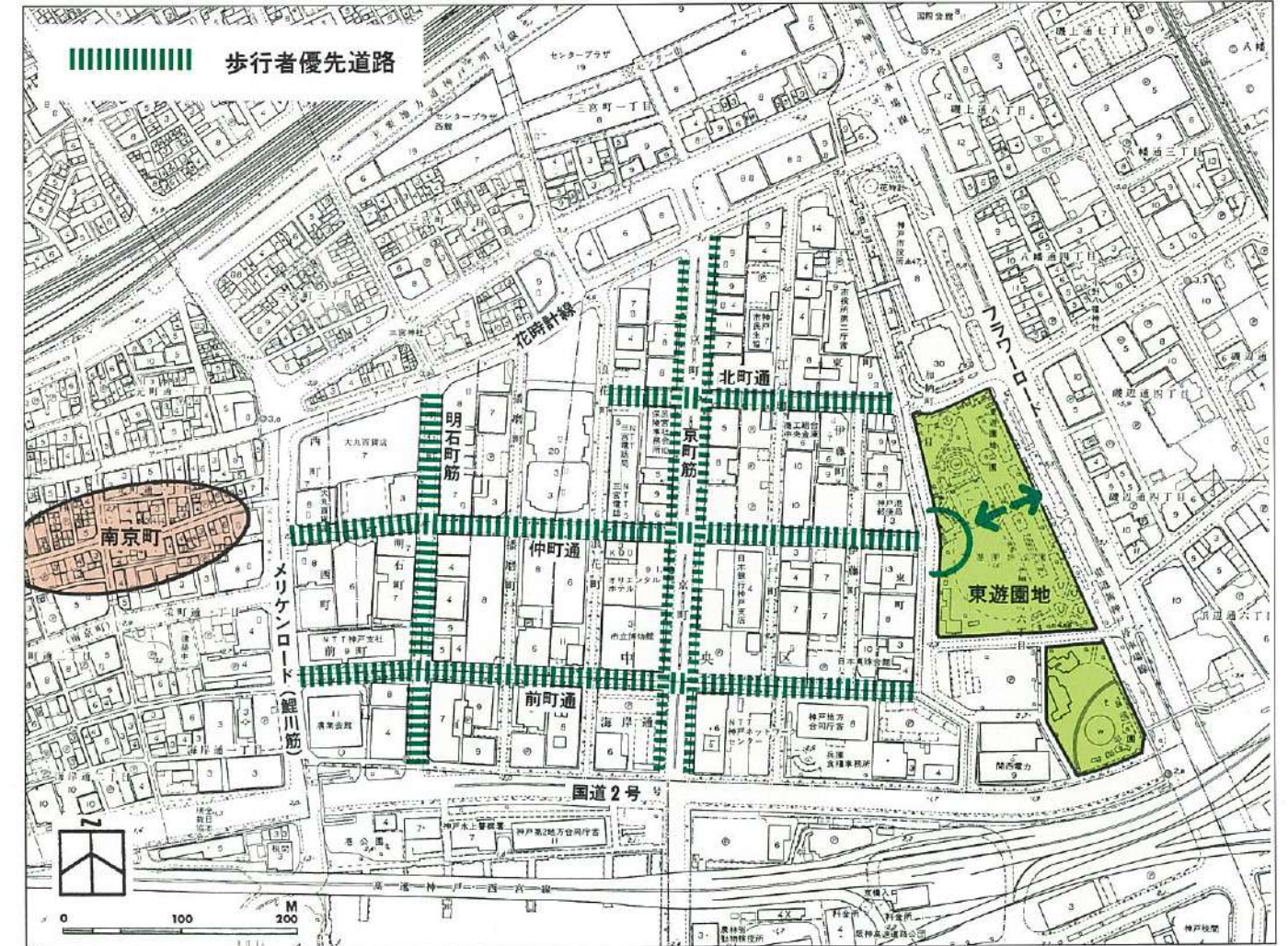
③ 歩行者優先道路の魅力化と、にぎわいの演出

•1 歩行者優先道路の設定

次の5路線を歩行者優先道路と設定し、重点的に歩行者空間の充実を図る。

- 東西道路 : 前町通、仲町通、北町通
- 中心道路 : 京町筋
- トアロード連絡道 : 明石町筋

歩行者優先道路



•2 集客機能の導入

1・2階や地階の低層部に商業機能(物販・飲食等)や文化機能の一層の導入を推進する。

•3 歩行者空間の充実

歩行者優先道路の魅力化を図るために、次のような方策を推進する。

- 建物セットバック部分の歩行者空間としての活用・演出
- ショーウィンドーの設置による修景や、シースルーシャッターの採用による夜間景観の演出
- 歩行者優先道路からの駐車場アプローチ通路の設置自粛
- パーキングメータの撤去
- 道路ごとの樹種（高木）設定
- 地上変圧器のコンパクト化

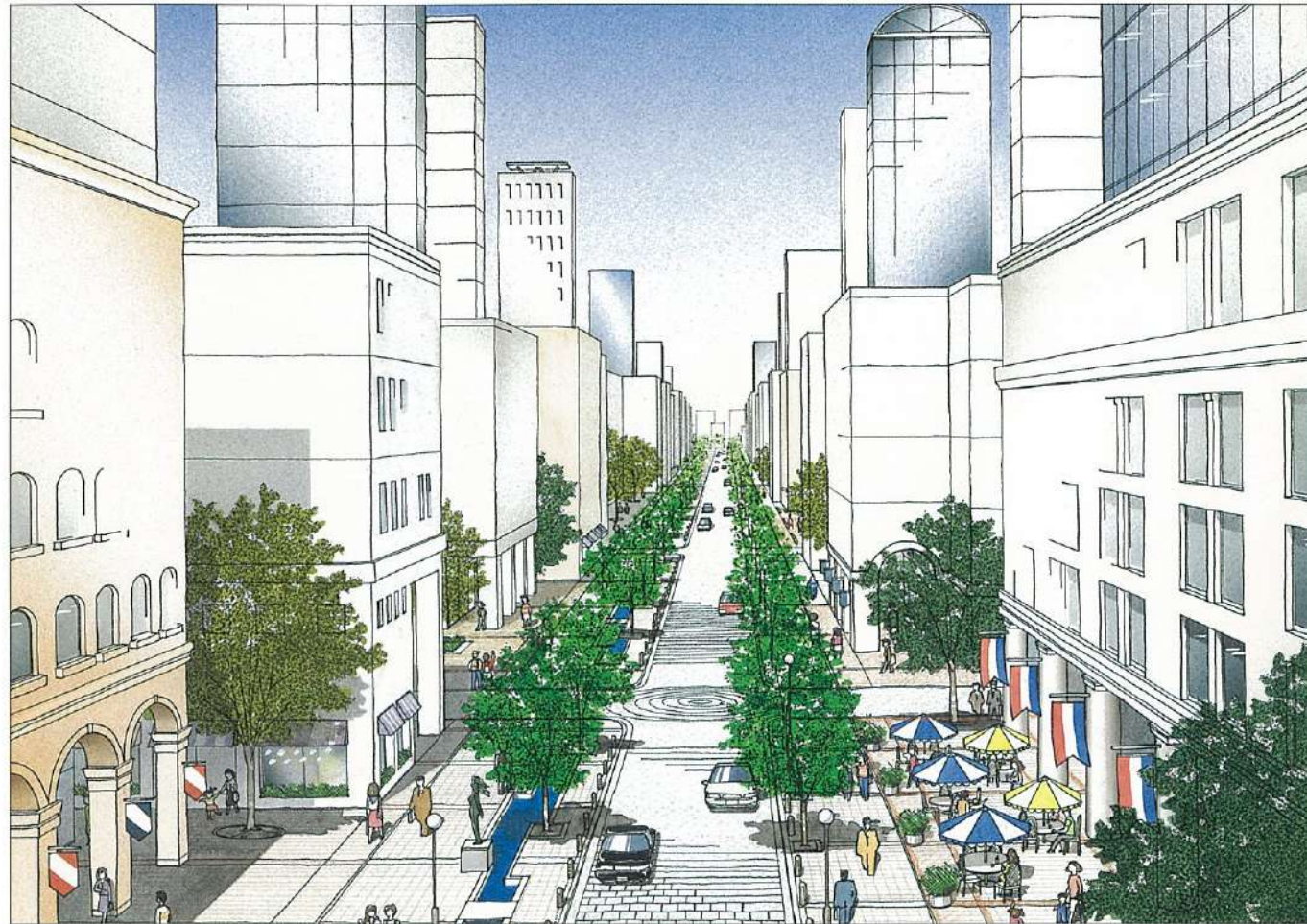
(3) 近代建築物を活かし、風格あるまちなみを形づくる

④ 仲町通の歩道拡幅

歩行者優先道路のなかでもとりわけ仲町通を地区内歩行者主軸と位置づけ、歩道の拡幅とともに、次のような整備の促進を目指す。

- 車道を含む舗装の高質化と、歩車空間の融合
- 低木植栽の撤去
- 非常時にも有効な水路の設置

仲町通の整備イメージ



④ 案内サインの充実

① サイン計画の策定

次のような種類のサインについて、総合的計画を策定し、来訪者にもわかりやすく、旧居留地のまちなみを豊かにする意匠のサインを計画的に設置する。

- 道路案内標識（目立つ工夫、設置場所、色彩・意匠）
- 居留地案内板（ビル名、ショッピング・グルメ）
- 時刻表示・天気予報板

② 信号機等との一体的整備

信号機などの道路設置施設のデザインの高質化とともに、案内サインとの一体化・調和を図る。

① 近代建築物の保全・活用

地区を特色づける近代建築物の保全・活用を図る。

② 風格あるまちなみをもりたてる建物づくり

建設活動にあたっては、周辺になじみ、旧居留地の風格あるまちなみを形成するよう留意する。

③ まちなみを阻害する要素への対策

(広告物・日よけテント)

① 広告物ガイドラインの設定

広告物についての最低基準を設け、まちなみへの阻害を防ぐ。

広告物ガイドライン

共通項目	<ul style="list-style-type: none"> • 自己用のもの以外は設置しない。 • 広告物の設置数および表示面積は、極力、最小限とするよう努める。 • 地色は建築物にあわせる。 • 点滅するものや動く広告物、あるいは移動式のものの設置は自粛する。
屋上広告塔	<ul style="list-style-type: none"> • 屋上広告塔は設置しない。
壁面広告板 ・ 広告幕	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物の壁面からはみ出して掲出しない。
突出広告板	<ul style="list-style-type: none"> • 突出し広告板は設置しない。
地上広告板	<ul style="list-style-type: none"> • 地上広告板の高さは、必要最小限とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 駐車場導入看板は、別に定める規格のもの以外は掲出しない。 • 既存のものについても、この基準を遵守するよう努力する。

② 広告物・日よけテント/デザインガイドラインの策定

デザインガイドラインを策定し、まちなみの演出要素として寄与する視点からの設置を目指す。

まちなみに寄与する広告物・テントの設置を目指す



(建築設備等)

•1 隠蔽・デザイン化

建築設備は露出しない、もしくはデザイン化を進める。

•2 アンテナ対策

アンテナは、屋上等に設置し、建物壁面への設置を避ける。

(その他)

•1 自動販売機対策

自動販売機は道路に面して設置しない。

•2 露店商対策

屋外での物販等の行為はしない。

•3 放置自転車対策

各ビルにおいて自転車置場の設置に努め、修景を図る。

また、放置自転車追放キャンペーンを展開するとともに、除去や取締り等、規制の強化を要望する。

④ 空地・屋外駐車場の修景

空地や工事現場の仮囲い、あるいは屋外駐車場の塀や植栽等についての修景計画を策定し、通りごとの特色ある修景に努める。

⑤ まちの美化

クリーン作戦や美化キャンペーンの定例的展開を図る。

⑥ 夜間景観の演出

敷地内照明と街路照明についての夜間景観演出ガイドラインを策定し、旧居留地らしい夜間景観の演出に努める。

夜間景観演出ガイドライン (項目例)

- ① メリハリのある連続性を演出する。
- ② ヒューマンスケールを重視し、いやな明かりを抑制する。
- ③ 光と陰で演出する。
- ④ まちかどや近代建築物等、ポイントを際立たせる。
- ⑤ 時のシークエンスを演出する。



(4) 旧居留地にふさわしい建設活動を促進する

① 建物の用途 / 神戸の中核業務地としての地位を保持し、魅力づける

•1 文化機能の付加・導入

各ビルにおいて、文化的活動のための空間確保とともに、継続的な運営に努める。

•2 低層部への商業機能等の導入

とりわけ歩行者優先道路沿いでは、低層部に物販・飲食など商業機能の導入を図り、まちなみをもりたてる。

•3 非住宅用途への特化

地区の活性化のために、中核業務地にふさわしい用途・意匠とする。

• 1・2階部分における住宅用途の禁止

• 3階以上における住宅の業務地区としての景観的配慮

• 無窓ベランダの禁止

• 管理人常駐の義務化

•4 風俗営業等の立地規制

風俗営業等、旧居留地にふさわしくない業種の立地を規制する。

② 建物の規模 / 居留地時代の敷地割りに基づくボリューム感をまもる

•1 狭小敷地への対策

狭小敷地(900㎡未満)については、共同・協調化を促進するとともに、今後の敷地細分化を防止する。

•2 大規模敷地への景観的対策

統合化され大規模な敷地の場合、建物の視覚的分節化を図る。

③ 建物の形態 / 囲まれ型まちなみをまもり、

道路ごとに統一された中層階のスカイラインを形づくる

中・低層部の壁面線の位置(1m)を設定し、通りごとの周辺まちなみに配慮した中・高層部のスカイラインを形成する。また超高層部は、スレンダーで軽やかな形態・意匠とする。

④ 建物の材質・意匠 / 風格あるまちなみをもりたてる

外壁は、自然石等、時とともに風格を増す素材を使用する。

⑤ 広場等 / 開放型広場の設置場所を限定し、街区内に内包される広場空間を形づくる

•1 開放型広場の設置

次のような場所に限定して、開放型広場の設置に努める。

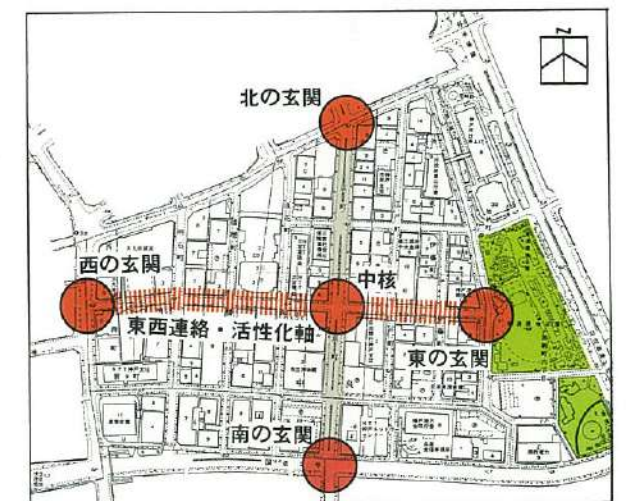
• 5つの交差点

(地区計画で指定された12ヵ所)

—— 特定の場所を顕在化させる

• 仲町通沿道敷地

—— 歩行者動線主軸を豊かに演出する



② 建築内広場の設置

その他の敷地では、囲まれ型まちなみを形成するために、建築内広場（パティオ・アトリウム・ポルティコ・パサージュ等）の設置に努める。



パティオ(中庭)の事例



ポルティコ(街廊)の事例



アトリウム(建築内広場)の事例



パサージュ(通り庭)の事例

③ ビル間調整

広場設置の位置について、隣接ビル間で調整する。

④ 広場の修景・演出

広場については、さまざまな仕掛けで場所に応じた修景・演出を図る。

(植栽、ベンチ、彫刻等のモニュメント、ゴミ箱・灰皿、電話Box、案内サイン、屋外喫茶等)

⑥ 駐車場 / 歩行者空間の動線と修景を阻害しない

豊かな歩行者空間を形成するために、歩行者優先道路からの駐車場アプローチ通路の設置を自粛する。

これに伴い、神戸市に対し、附置義務駐車場の敷地外確保認可を要望する。

3 実現に向けて

旧居留地の豊かなまちづくりを具体化するために、次のような諸点に留意・実行する。

(1) 検討の継続

- ・ 地域冷暖房・共同溝・未来に向けた通信システム等の導入方策
- ・ 非常時対応策（避難場所の設定と、非常食等の備蓄体制）
- ・ 「サイン計画」の策定
- ・ 「広告物・日よけテント/デザイン ガイドライン」の策定
- ・ 「空地・屋外駐車場/修景計画」の策定
- ・ 「夜間景観演出ガイドライン」の策定
- ・ 広場設置場所等のビル間調整

(2) 建設活動の促進

- 1 ビル再建に向けての自助努力
- 2 行政等による支援策実施の要望

(地区整備の実施)

- ・ 鉄道駅との連絡の円滑化策の実施
- ・ ウォーターフロントとの連絡の円滑化策の実施
- ・ 東遊園地の改善
- ・ 文化拠点施設の拡充・整備
- ・ 公共駐車場の早期実現
- ・ 歩道空間の整備（舗装・植栽・パーキングメータの撤去・地上変圧器のコンパクト化等）
- ・ 仲町通の整備
- ・ 案内サイン・信号機等の再整備

(規制・誘導支援策の見直し・強化)

- ・ 地区計画制度の弾力的運用
- ・ 附置義務駐車場の敷地外確保の認定
- ・ 近代建築物保全・文化機能導入・修景等に対する支援策の拡充
- ・ 建設資金低利融資制度の拡充
- ・ 交通規制の見直しと、系統式交通信号の導入

(その他、今後の検討・活動にあたっての支援)

(3) PR・情報発信

- 1 企業誘致や商業振興のための地区外に対するPR・情報発信
- 2 計画を実現化させるための、会員以外企業への協力要請

(4) 復興推進委員会の設置

- 1 計画実施プログラム等、詳細計画の策定
- 2 地区内企業間の各種調整
- 3 行政等、外部組織との折衝・調整



1886年(明治19年)頃の居留地15番館。当時はアメリカ領事館として使用されていた。
1989年(平成元年)に重要文化財の指定を受け、阪神大震災で全壊したが、復元されることが決まっている。(洲ノ沢7所有)